

第23期第1回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和7年4月1日（火）午前9時35分～午前10時10分
場所：議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

三浦 清、船木 律、大竹 敦、船木 和則、工藤 義彦、杉本 勇助、鎌田 誠喜、
腰山 公正、伊藤 公男、齊藤 一成

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、本間 忠、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰

3 議事事項

- (1) 山形・秋田海区ごち網漁業入会操業協定について（協議）
- (2) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- (3) その他

4 開会

○事務局（藤田）

ただ今より、第23期第1回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。

はじめに、出席委員10名、欠席委員0名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 委員紹介・事務局紹介

（事務局が委員名を読み上げ、各委員から自己紹介）

（事務局長より、事務局職員及び水産漁港課職員を紹介）

7 会長・会長代理の選任

○事務局（藤田）

それでは、次の「3 会長・会長代理の選任」に進みます。秋田海区漁業調整委員会規程により、会長及び会長代理は委員が互選することになっており、会長は議長を行うことになっていますが、まだ議長である会長が決まっていないため、会長が決まるまでは仮議長を決めたいと思いますが、どなたか意見ございませんでしょうか。

○工藤委員

これまで会長代理であった船木律委員が仮議長として適任だと思います。

○事務局（藤田）

ただいま、船木律委員という意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○事務局（藤田）

それでは、船木律委員よろしくお願ひします。

○仮議長（船木律委員）

それでは、会長選出まで私の方で進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

はじめに事務局から会長及び会長代理の選出方法について、説明お願ひします。

○事務局（藤田）

先ほど、会長、会長代理は委員の互選で決める旨説明しましたが、具体的な選出方法については、規程等に定めがなく、委員の皆さまに決めていただくこととなります。

ご参考までに、前々回第21期及び前回第22期の選出方法は、委員全員で意見を出し合い、具体的には推薦によって、会長、会長代理の順に決めております。

この他、継続委員が選考委員となり、会長と会長代理候補を選出し、その後、候補者について協議し選出する方法や投票による選出方法もあろうかと思われま

○仮議長（船木律委員）

ただ今、事務局から様々な案が出されましたが、この案以外も含め、皆さまいかがいたしましょうか。

○大竹委員

先ほど事務局から説明がありました方法の中で、前々回の第21期及び前回の第22期の選出方法と同じ方法にしてはどうでしょうか。出席委員全員で意見を出し合い適任者を推薦し、会長及び会長代理を選出してはいかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○仮議長（船木律委員）

それでは、全員で会長、会長代理を選考することでいかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○仮議長（船木律委員）

異議なしとの声がありました。それでは、全員の協議で決めます。まず、会長について、どなたか意見はありませんか。

○鎌田委員

前の加藤会長が退任された後、会長代理として委員会を統括されてきた船木律委員が今回の会長として適任かと思います。

○仮議長（船木律委員）

ただ今、私に会長をお願いしたいとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○仮議長（船木律委員）

それでは、皆様のご協力のもと務めたいと思いますのでよろしくお願ひします。

次に、会長代理について、どなたか意見はありませんか。

○鎌田委員

専門知識、公平性の観点から、水産漁港課長を長年務められた大竹委員が適任かと思います。

○仮議長（船木律委員）

ただ今、大竹委員に会長代理をお願いしたいとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○仮議長（船木律委員）

異議なしということで、大竹委員に会長代理をお願いすることで、大竹委員よろしいでしょうか。

○大竹委員

はい。私でもよろしければ務めさせていただきます。

○仮議長（船木律委員）

ありがとうございます。

円滑な進行にご協力くださりましてありがとうございます。

会長、会長代理が決まりましたので、仮議長の任は解かせていただきます。

○事務局（藤田）

ありがとうございました。

会長、会長代理が決定しました。よろしくお願ひします。せっかくなので、お

一人ずつ、ご挨拶頂ければと思います。

○議長（船木律会長）

初めに、前会長加藤和夫様が去る3月20日にご逝去されましたので、故人のご冥福をつつしんでお祈り申し上げます。

ただ今、第23期本委員会の会長職を仰せつかることになり、僭越ではございますが、委員各位と事務局の皆様方とともに本委員会の所掌業務に務めてまいりたいと思っています。

とりわけ本県漁業を取り巻く環境が厳しい中で、漁業調整の役割上、適切な漁場秩序を図っていくことが今まで以上に重要視されて来ていることを念頭に置いて職務に当たっていく所存ですのでよろしくお願いいたします。

○会長代理（大竹会長代理）

はい。大竹です。会長代理に選出されまして誠に光栄に存じます。3期目になりましたけれども、会長を補佐する立場で委員会の円滑な進行に努めて参りますのでよろしくお願いいたします。会長からお話がありましたように、前会長加藤和夫様が先にお亡くなりになりました。私どもも弔問に行って参りましたが見事な最期だったようで感心いたしておりました。また引き続き、海区漁業調整委員会の仕事を務めさせていただきますので今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局（藤田）

ありがとうございました。それでは、規程第5条第1項により、「会長は会議の議長となる」とありますので、以降の進行を船木会長にお願いします。

○議長（船木律会長）

皆様よろしく申し上げます。

それでは、「8 席次について」ですが、事務局から説明をお願いします。

8 席次について

○事務局（藤田）

今回の席は、委員区分ごとに仮の席を事務局で決めさせていただいております。

資料4をご覧ください。秋田海区漁業調整委員会の座席順と書いてあるものです。会長、会長代理、行政庁としての秋田県の席は決まっていますが、残りの8席については、一番席から八番席とし、名簿等もこの順番が基本となりますのでご了承ください。

この席次の決定については、委員会規程に具体的な定めはありませんが、これまではくじによる抽選で行われております。

くじも1回の抽選で決定する方法と、予備抽選と本抽選の2段階で行う方法が想定されますが、過去3回の状況を調べたところ、全て1回の抽選で行ったようでした。

○議長（船木律会長）

事務局から説明がありましたが、皆様いかがいたしましょうか。1回の抽選でよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○議長（船木律会長）

それでは1回のくじによる抽選とします。

くじを引く順番は、名簿順としたいと思いますが、よろしいですか。

○委員

（異議なし）

○議長（船木律会長）

それでは、事務局で準備をお願いします。

（くじ引き抽選により座席決定）

「事務局からの座席報告」

1番席：工藤委員、2番席：伊藤委員、3番席：杉本委員、4番席：腰山委員、
5番席：三浦委員、6番席：齊藤委員、7番席：鎌田委員、8番席：船木和則委員

○議長（船木律会長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局から席次が報告されましたが、本日はこのままの席で議事を進め、次回委員会から今回決定した席にて進めたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

9 議事録署名委員選出

○議長（船木律会長）

それでは、次に移りますが、その前に議事録署名委員について事務局から説明願います。

○事務局（藤田）

議事録署名委員は、規程第11条で、会長及び会長の指名する出席委員2名以上が署名することになっており、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名して頂くことになっております。

○議長（船木律会長）

それでは、会長指名ということなので、本日は、大竹会長代理と1番の席になった工藤委員にお願いしたいと思います。

大竹会長代理、工藤委員、よろしいですか。

○大竹会長代理・工藤委員

はい。

○議長（船木律会長）

それでは、お二方よろしくお願ひします。次回以降については、これまで同様、反時計回りの順番で指名したいと思いますのでよろしくお願ひします。

10 議事

議題1：山形・秋田海区ごち網漁業入会操業協定について（協議）

○議長（船木律会長）

それでは議事に入ります。初めに、協議事項「山形・秋田海区ごち網漁業入会操業協定について（協議）」事務局より説明願ひします。

○事務局（藤田）

それでは、資料1をご覧いただきたいと思ひます。毎年、秋田県と山形県の隣接する海域では、適切な漁場利用を図るため、両県のごち網漁業者が相互海域の入会について協定を結び操業しています。現行の協定は、5月末に期間を終えることとなりますので、協定を更新し、引き続き適切な漁場利用を図る必要があると考えております。新たな協定案についてご説明します。操業隻数、操業海域、操業期間等の内容については変更がなく、協定期間のみ「令和7年6月1日から令和8年5月31日まで」と変更しております。本来であれば、協定締結前に両海区の委員が集まり、入会協定会議を開催して締結の手続きをするものですが、近年は事前にそれぞれの海区で協定内容を審議いただきて書面で協定を締結しており、今年度についても同様と考えております。この協定の幹事は毎年交互に行っており、今年度は秋田海区から山形海区あてに、協定締結について協議を依頼することとなっております。

この協定の更新の可否、内容についてご審議願ひします。

○議長（船木律会長）

ただ今の説明について質問やご意見はありますか。

○委員

（発言なし）

○議長（船木律会長）

期間のみ更新し、内容に変更はないとのことですが、よろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長（船木律会長）

期間のみを更新し、内容に変更がないということでした。それでは、異議がなければこの内容で、山形海区へ書面による協定締結を依頼することとします。事務局は、この後の事務手続きについてよろしくお願ひします。

関連して、3海区協議会の件もありますので、今後のスケジュール等について事務局から説明願います。

○事務局（藤田）

協定は書面で締結するものの、例年7月前後に開催される新潟・山形・秋田の3海区連絡協議会に合わせて協定会議を開催し、協定内容の確認等を行っております。今年は、新潟海区が3海区連絡協議会の開催担当県となっております。新潟、山形両海区委員との意見交換は大変有意義でございます。開催時期や場所については、次回以降の委員会で皆様にご連絡しますので出席よろしく申し上げます。また、3海区協議会では、各海区における提案事項や照会事項について検討や情報交換が行われますので、取り上げたいものがありましたら事務局までご連絡ください。

○議長（船木律会長）

ただ今の説明について、何か質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○議長（船木律会長）

なければ、次に進みます。

議題2：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○議長（船木律会長）

それでは次に移ります。

議題（2）、諮問事項「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

資料2を当日差し替えたものをご覧ください。裏面「その他」の許可の有効期間の表現を変えさせていただいております。

（諮問文読み上げ）。

今回の内容は新規にたら刺し網漁業許可とたこつぼ漁業の試験操業の公示を行うための諮問です。

まず上の方のたら刺し網漁業は、男鹿北部地区における新規の募集です。制限措置の内容は一斉更新時と同じ、許可等すべき漁業者数は1名です。令和5年一斉更新の空枠を補充するもので、現地の漁業調整は済んでいるものです。

続いて、たこつぼ漁業は、男鹿北部地区における試験操業です。本許可に向けた操業の検証として、操業区域は入道崎周辺の4マイル以内の水深100～200mの海域としております。また、操業時期は令和7年6月1日から8月31日までの3か月、許可等すべき数は2人です。たこつぼ漁業の本許可と異なる部分は、操業

区域が本許可は全県ですが、男鹿北部地区に限定しており、操業時期は1か月短い8月31日までとしている点です。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、県の公報の登載日から1か月としております。

たら刺し網漁業の許可又は起業の認可の有効期間は、現在許可している本許可と合わせて、許可の日から令和8年12月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日までとしております。たこつぼ漁業は、試験操業でございますので令和7年8月31日までの基本1年以内ということでやっております。

○議長（船木律会長）

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○議長（船木律会長）

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（藤原）

（答申文案読み上げ）

○議長（船木律会長）

ただいまの答申案についていかがですか。

○委員

（発言なし）

○議長（船木律会長）

期間のみ更新し、内容に変更はないとのことですが、よろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長（船木律会長）

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：その他

○議長（船木律会長）

それでは、議題（3）の「その他」に移ります。

委員の皆さんから何かありますか。

○委員

（特になし）

○議長（船木律会長）

事務局からは何かありますか。

○事務局（藤田）

ありません。

○議長（船木律会長）

よろしければ、次に移ります。

1 1 その他

○議長（船木律会長）

それでは、続きまして、次第の6の「その他」ですが、委員の皆さん何かありますか？

○委員

（特になし）

○議長（船木会長）

事務局から何かありますか。

○事務局（藤田）

ありません。

1 2 閉会

○議長（船木律会長）

他になければ、第23期第1回秋田海区漁業調整委員会を終了します。お疲れ様でした。